

平成26年度鳥羽市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度鳥羽市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給 水 件 数	9,700 件
(2)	年 間 総 配 水 量	4,700 千m <sup>3</sup>
(3)	一 日 平 均 配 水 量	12,880 m <sup>3</sup>
(4)	主要な建設改良事業	221,802 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	水道事業収益	2,089,760 千円
第1項	営 業 収 益	1,902,927 千円
第2項	簡易水道収益	97,501 千円
第3項	営 業 外 収 益	80,196 千円
第4項	特 別 利 益	9,136 千円

支 出

第1款	水道事業費用	2,024,280 千円
第1項	営 業 費 用	1,662,849 千円
第2項	簡易水道費用	126,615 千円
第3項	営 業 外 費 用	38,834 千円
第4項	特 別 損 失	193,982 千円
第5項	予 備 費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 171,130 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 15,832 千円と、過年度分損益勘定留保資金 155,298 千円で補てんするものとする。」

収 入

第1款	資本的収入	256,110 千円
第1項	企業債	121,000 千円
第2項	分担金	1,409 千円
第3項	負担金	12,495 千円
第4項	国庫補助金	84,269 千円
第5項	他会計補助金	36,937 千円

支 出

第1款	資本的支出	427,240 千円
第1項	建設改良費	228,305 千円
第2項	企業債償還金	198,910 千円
第3項	投 資	25 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (千円)
鳥羽小涌園緑の村専用水道 ポンプ場機械電気設備工事	平成27年度	408,900

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道 建設改良事業	千円 48,000	証書借入	年3.0%以内  (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	借入先の融資条件 による。ただし、企 業財政その他の都 合により繰上償還 又は低利に借り換 えることができる。
簡易水道 建設改良事業	73,000			
合計	121,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 災害その他避けがたい事故、又は事業量の増加により予定額に不足が生じた場合。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 168,390千円  
(2) 交際費 20千円

(他会計からの補助金)

第10条 高料金対策補助及び企業債元利償還金補助等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、44,628千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、8,387千円と定める。

平成26年 2月24日 提出

鳥羽市長 木田 久 主 一